

自動車税・軽自動車税の見直しについて

1 自動車税及び軽自動車税の標準税率の引下げ

- (1) 平成31年の地方税法改正により引き下げられた令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車に係る自動車税の種別割の標準税率について、同日前に初回新規登録を受けた自動車もその適用対象とすること。
- (2) 政府は、自動車及び軽自動車に係る経済的な負担を軽減する観点から、自動車税及び軽自動車税の標準税率の引下げについて検討を行い、その結果に基づき必要な法制上の措置を講ずるものとする。

※ 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車に係る自動車税の種別割の標準税率が引き下げられたのは、同時に行われた消費増税による負担を軽減するためであるところ、同日前に初回新規登録を受けた自動車に係る税率を引き下げる理由をどのように説明するか。

※ (2)の具体的な減税の在り方について、ある程度の構想を用意しておく必要があるのではないか。

なお、軽自動車税については、平成27年4月1日に軽四輪車等の標準税率が引き上げられたことや、令和元年の消費増税の際も特に対処がとられていないことに留意する必要があるのではないか。

2 経年車重課制度の見直し

政府は、自動車税及び軽自動車税の種別割に関し、一定期間を経過した自動車及び軽自動車に係る標準税率の上乗せを行う経年車重課制度について、使用実態や環境への負荷等を考慮する制度とすることについて検討を行い、その結果に基づき必要な法制上の措置を講ずるものとする。

※ 現行制度においても、環境への負荷の軽減の観点から、電気自動車や天然ガス自動車等は経年車重課制度の対象から除かれている。

このような現行制度を踏まえ、新しい経年車重課の制度設計について、ある程度の構想を用意しておく必要があるのではないか。

3 特定の自動車に係る税制上の優遇措置の拡充

政府は、環境への負荷の低減に優れた機能を有する自動車（軽自動車を含む。以下同じ。）及び衝突の回避その他の運転者の安全運転の支援に優れた機能を有する自動車の更なる普及促進が図られるよう、これらの自動車に係る税制上の優遇措置について検討を行い、その結果に基づき必要な法制上の措置を講ずるものとする。

※ 現行制度においても、これらの自動車の普及促進の観点から、恒久的な措置として環境性能割が置かれているほか、時限的な措置ではあるが、環境性能割の特例（A S Vに対する税制特例も含む）や種別割のグリーン化特例（軽課）が置かれている。

このような現行制度を踏まえ、どのような性能の自動車を対象として、どの程度税制上優遇するか等について、ある程度の構想を用意しておく必要があるのではないか。

（1～3共通）

※ 自動車税及び軽自動車税は地方税（自動車税は都道府県税、軽自動車税は市町村税）であり、上記1～3により地方の収入は減収となるため、代替財源について考え方を整理しておく必要があるのではないか。